

## 裁判員裁判の実施状況について

平成 21 年 5 月 21 日の裁判員制度実施以降同年 9 月末日までの実施状況の概要は以下のとおりである。

### 1 概要

- (1) 9 月末日までの全国の裁判員裁判対象事件の新受人員は 6 6 4 名である。罪名別では、殺人 1 5 6 名、強盗致傷 1 4 5 名、覚せい剤取締法違反 6 1 名などとなっている【資料 2 - 2・表 1】。

また、同期間の終局人員は、全国で 1 4 名、庁別では、さいたま地裁本庁、千葉地裁本庁、福岡地裁本庁で各 2 名、その他 8 庁で各 1 名となっている。罪名別では、殺人 5 名、強盗致傷及び覚せい剤取締法違反各 3 名などとなっている【資料 2 - 2・表 2】。また、自白・否認の別でみると、自白が 1 3 名、否認が 1 名となっている【資料 2 - 2・表 1 1】。

- (2) これまで選任された裁判員は 8 5 名、補充裁判員は 3 6 名となっている【資料 2 - 2・表 7】。

- (3) アンケートに回答した裁判員の属性をみると、男性が 4 8 . 1 パーセント、女性が 4 5 . 6 パーセント、年代もほぼ各年代にわたっている。職業についてもお勤めの方が 4 8 . 1 パーセントいたり、育児や介護をされている方も参加している。補充裁判員や裁判員候補者においても同様の結果となっており、サンプル数が少ないため、注意が必要だが、幅広い層の国民が制度に参加していることが窺える【資料 2 - 3・3, 4, 5 頁】。

- (4) 裁判員に選任された者については、選任前には積極的な参加意向を示す者（「積極的にやってみたい」及び「やってみたい」）が 2 4 . 1 パーセントであるのに対し、消極的な参加意向を示す者（「あまりやりたくなかった」及び「やりたくなかった」）が 5 6 . 9 パーセントと、後者が多数であったが、裁判員として裁判に参加した後では、9 7 . 5 パーセントの方が「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と回答しており、国民の側としても充実感

をもって裁判員としての職務に従事していただいたことが窺える【資料 2 - 3 ・ 7 頁】。

## 2 選任手続について

- (1) 9 月末日までに終局した個別事件において選定された裁判員候補者は、1, 3 1 0 名、実際に選任手続期日に出席した裁判員候補者は 5 4 9 名となっている【資料 2 - 2 ・ 表 3】。
- (2) 選定された裁判員候補者 1, 3 1 0 名中、辞退が認められた者は 6 8 9 名であり、選定候補者に占める辞退が許可された候補者の割合は、5 2 . 6 パーセントである【資料 2 - 2 ・ 表 3】。

段階別にみると、調査票や質問票の回答により事前に辞退が認められた裁判員候補者は 6 3 5 名となっており、全体として柔軟かつ前倒しに辞退が認められていると思われる【資料 2 - 2 ・ 表 5】。また、選任手続期日に出席した裁判員候補者 5 4 9 名中、5 4 名に辞退が認められており、選任手続期日においても柔軟な辞退判断が行われていることが窺える【資料 2 - 2 ・ 表 5】。

選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者（「選任手続等期日のお知らせ（呼出状）」が送付された裁判員候補者から呼出取り消しがされた者を除いた者）が実際に選任手続期日に出席した割合（出席率）は 8 5 . 2 パーセントである【資料 2 - 2 ・ 表 4】。なお、新聞等のマスメディアは、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者から「選任手続等期日のお知らせ（呼出状）」が不到達となった者を除いた者が実際に選任手続期日出席した割合をもって「出席率」と報道しているところ、その割合は 9 1 . 3 パーセントである。いずれにせよ、出席率の高さは特筆される。

- (3) 辞退が認められた裁判員候補者（6 8 9 名）の辞退事由の内訳を見ると、調査票の回答に基づき、いわゆる定型的辞退事由（裁判員法 1 6 条 1 号ないし 7 号。7 0 歳以上、学生等）が 2 4 4 名と最も多く、その従事する事業における重要な用務を理由とする（裁判員法 1 6 条 8 号ハ）者が 1 4 6 名、重い疾病傷害を理由とする（同法 1 6 条 8 号イ）者が 8 8 名と続いている【資料 2 - 2 ・ 表 5】。
- (4) 選任手続期日において不選任決定がなされた裁判員候補者 4 2 9 名の内訳

は、くじによって不選任となった者（裁判員法 37 条 3 項）が 312 名、理由を示さない不選任請求による者（同法 36 条）が 62 名、辞退により不選任となった者（同法 34 条 7 項）が 54 名などとなっている【資料 2 - 2・表 6】。

- (5) 「裁判員選任手続期日等のお知らせ」は、各庁で 6 週間前までに送付がなされているところ、裁判員、補充裁判員、裁判員候補者を問わず、アンケート回答者の多く（86.2 パーセントないし 92.4 パーセント）が適切（今くらいでよい）と回答している【資料 2 - 3・6，10，13 頁】。

### 3 審理について

- (1) 公判前整理手続は、終局総人員 14 名中、11 名（78.6 パーセント）が公判前整理手続に付されてから 1.5 か月以内に終了している【資料 2 - 2・表 8】。
- (2) 受理から終局までの期間は、全件、6 か月以内となっている【資料 2 - 2・表 10】。また、全件が 4 回以内の開廷で終了し【資料 2 - 2・表 9】、第 1 回公判期日から判決公判期日までの期間も 5 日以内となっており【資料 2 - 2・表 10】、集中審理が実施されている。
- (3) 審理の内容については、裁判員の 74.7 パーセント、補充裁判員の 83.3 パーセント以上が「理解しやすかった」と回答しており、国民にとってわかりやすい審理が概ね実現されているという結果が見て取れる。法曹三者の法廷等での説明についても、多くの者が「わかりやすかった」と回答している【資料 2 - 3・6，10 頁】。
- (4) サンプル数は少ないが、否認事件よりも自白事件の方が、「理解しやすい」と回答する裁判員が多く（自白事件が 75.3 パーセント、否認事件が 66.7 パーセント）、ほぼ想定どおりの結果となっている【資料 2 - 3・8 頁】。

### 4 評議について

- (1) 最終評議の平均所要時間は、全事件で 354.3 分、自白事件では 330.0 分、否認事件では 670.0 分となっている【資料 2 - 2・表 11】。
- (2) 評議については、裁判員・補充裁判員を問わず、多くが話しやすく、十分な議論ができたと回答している。評議の進行について、各裁判所の工夫が現在ま

でのところ，奏功していることが窺える【資料 2 - 3・8 頁】。

- (3) サンプル数は少ないものの，審理内容を「理解しやすかった」と回答した者と「理解しにくかった」と回答した者を比較すると，評議における議論の充実度について，「十分に議論できた」との回答は前者の方が多く（前者が 81.4 パーセント，後者が 66.7 パーセント），審理のわかりやすさが評議の充実につながるということが窺える【資料 2 - 3・9 頁】。

## 5 終局結果について

- (1) 9 月末までに終局判決がなされた 14 名全員が有罪判決となっているが，その内訳をみると，1 名が無期懲役，10 名が 3 年を超え 15 年以下の有期懲役，3 名が 3 年以下の有期懲役（その全員が保護観察付執行猶予）となっている【資料 2 - 2・表 12】。
- (2) 有罪判決を受けた 14 名中，5 名について控訴がなされている【資料 2 - 2・表 12】。

## 6 裁判員等経験者の記者会見について

- (1) 9 月末までに終局した裁判員裁判全件において，判決宣告終了後に司法記者クラブ主催の記者会見が実施され，裁判員経験者 76 名（全裁判員の 88.4 パーセント），補充裁判員経験者 23 名（全補充裁判員経験者の 63.9 パーセント）が参加している。
- (2) 同記者会見には，裁判所側からは総務課長等が立ち会っている。
- (3) 裁判員等経験者の発言は，多くのメディアで報道され，裁判員裁判の周知，参加意欲の向上に大きく貢献していると思われる。
- (4) 裁判所側の立会人が守秘義務違反との指摘をしたケースは 5 件である。
- (5) 12 件（85.7 パーセント）においては，記者会見の冒頭において撮影が行われ，記者会見参加者中 57 名（57.6 パーセント）が冒頭撮影に応じている。

以 上